

(改正理由)

○小規模多機能型居宅介護事業所は、運営基準省令において、自ら提供する介護サービスの質の自己評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価（以下「外部評価」*1 という。）を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならないとしている

しかし、平成 27 年度介護報酬改定に伴い運営基準省令が改正され、小規模多機能型居宅介護事業所への外部評価の義務づけは廃止*2 されたことから、実施要領の改正（小規模多機能型居宅介護（予防含む）の削除）を行う。

*1 ここでいう「外部評価」とは、指定認知症対応型共同生活介護事業所において実施されている外部評価と同様に、都道府県が指定する外部評価機関が事業所が行った自己評価結果に基づき、第三者の観点から、サービスの評価を行うものをいう。

*2 運営推進会議と外部評価はともに「第三者による評価」という共通の目的を有することから効率化を図るため、外部評価の義務づけを廃止するとともに、事業所の自己評価を第三者が出席する運営推進会議に報告したうえで公表する仕組みとされた。

○関係省令通知等

□「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（H18 厚労令 34）

→小規模多機能型居宅介護の外部評価の義務づけの規定を削除

□「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（H18 厚労令 36）

→介護予防小規模多機能型居宅介護の外部評価の義務づけの規定を削除

□「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（H18 老計発 0331004、老振発 0331004、老老発 0331017）

→”外部評価”の規定を削除及び”自己評価の運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価を行うこと”の規定を追加

□「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第 72 条第 2 項及び第 97 条第 7 項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について」（H18.10.17 老計発 1017001）

→小規模多機能型居宅介護の文言を削除

□「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 3 条の 37 第 1 項に定める介護・医療連携推進会議、第 85 条第 1 項（第 182 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について」（H27.3.27 老振発第 0327 第 4 号 老老発第 0327 第 1 号）

→”自己評価の運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価を行うこと”の具体的な事項を定めている。